



TPPとサービス貿易 ーベトナムの留保内容を事例としてー

千葉大学 法政経学部 教授
国際貿易投資研究所客員研究員 石戸 光

2016年6月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

要 約

- ・ 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は、物品貿易だけでなく越境サービスの自由化を規律している。
- ・ WTO の GATS (General Agreement on Trade in Services、サービス貿易一般協定) とは違い、TPP では「ネガティブリスト方式」が採用されており、自由化を「留保する」分野のみをリストアップし、残りの規制は撤廃されることになる。
- ・ 新興国ベトナムの附属書 I における留保内容を見ると、ベトナムは全般的に自国との合弁企業 (外資出資比率の制限を伴う) を規制として多く使用しており、自国の経済発展に資するかどうかは新興国として大きな関心事となっていることがうかがえる。
- ・ TPP 協定文の附属書 II においては、包括的で将来にわたって規制を留保することを表明する「将来留保」について明記されている。その留保内容は多岐にわたるが、ベトナムの部分では、例えば会計、簿記、税務サービス分野において、既存の国内法令を維持する権利を留保することが記されている。
- ・ ベトナムの附属書 III においては、金融分野で自由化約束を行わない留保分野が明記されており、他のサービス分野を規律した附属書 II では合弁企業という形態で外資出資比率の制限を課す分野が多いのとは異なり、全体として金融の業態そのものをかなり包括的に規制する内容となっている。
- ・ これら附属書に記載されたベトナムのサービス自由化の留保から「新規の自由化」を読み取ることは容易ではなく、今後の精査が必要であるが、現行の規制の中で留保される内容が明記されたことは、サービス関連での法的透明性を高めることにつながる。
- ・ たとえ TPP 協定文 (附属書を含め) で「本当の意味で新規に市場開放する分野」が多くなかったとしても、TPP がサービスのルールおよび市場開放分野を統一的に規律している、という事実自体が一種の「アナウンスメント効果」となって、サービス分野の企業進出が環太平洋域内で活発化することは大いに期待できる。

目 次

はじめに	1
1. 越境サービスに関する附属書 I におけるベトナムの留保内容	1
2. 附属書 II におけるベトナムの留保内容	5
3. 附属書 III におけるベトナムの金融サービス関連での留保内容	10
4. TPP 協定とサービス貿易拡大の展望	12
<参考文献>	12

TPP とサービス貿易

— ベトナムの留保内容を事例として —

千葉大学 法政経学部教授
(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員
石戸 光 Hikari Ishido

はじめに

環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は、物品貿易だけでなく越境サービスの自由化を規律している。そこでは WTO の GATS (General Agreement on Trade in Services、サービス貿易一般協定) とは違い、いわゆる「ネガティブリスト方式」が採用されており、自由化を「約束しない」(あるいは「留保する」) 分野のみをリストアップし、残りの規制は撤廃されることになる (GATS の場合には、「ポジティブリスト方式」で、自由化を約束する分野のみをリストアップしている)。本稿では日系企業の進出が近年加速化しているベトナムを事例にして、TPP によるサービスの自由化の概要を示し、併せて日本からベトナムへ、さらには TPP 域内へのサービス貿易拡大についての展望を行いたい。

1. 越境サービスに関する附属書 I におけるベトナムの留保内容

まず TPP の協定文中の越境サービスに関する附属書 I において「現行の規制に関する留保 (現在留保)」を行っている。すなわち「TPP においても自由化しないサービス分野の規制のリスト」である。附属書も含めて TPP 協定文の全文はオンライン検索により英文で入手可能となっているが、日本以外の附属書は現時点で和文訳が存在しない。そこで事実確認の意味で英語の TPP 協定文より附属書 I のベトナム部分を概略的に訳出して以下に掲載したい。なお、TPP 協定文の附属書 I の内容はサービスのみならず、農業および製造業を含めた「投資全般に関する規定」となっているため、以下においては、サービス以外の規制も含んでいる。また GATS において使用される貿易分類である CPC (Central Product Classification、国連の暫定中央生産分類) が協定原文に明記されている場合には、カッコ内に CPC による分類番号を示す。

＜附属書 I におけるベトナムの留保内容の概略(掲載分野は原文のまま)＞

- ・ **法律サービス(CPC 861)** : ベトナムの法律教育および資格要件を有する必要がある、法律サービスを行うには適切な形態で法人を設立すること。ただしベトナムの法廷において弁護人となることはできない。
- ・ **監査サービス(CPC 862)** : ベトナムに拠点を置かない限り外国人は監査サービスを提供できない。
- ・ **獣医サービス(CPC 932)** : 民間の専門業者の形で自然人により提供される以外は獣医サービスのための外国投資は認められない。
- ・ **流通サービス** : 流通サービスのための初回以降の店舗設立は経済需要テストを踏まえて許可される。TPP 協定発効後 5 年後には経済需要テストは廃止される。
- ・ **技術的なテストおよび分析サービス(CPC 8676)** : 政府の権限の一環として提供される場合のみ民間業者によるサービス提供を認める。
- ・ **農業、狩猟および森林関連サービス(CPC 881)** : ビジネス協力契約、合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得 (51% を上限として) の形態を除いては農業、狩猟および森林関連サービスは認められない。
- ・ **電気通信サービス** : 免許を有するベトナムの国際衛星サービス提供者との契約を通じてでない限りは外国サービス提供者による衛星を通じたサービス提供は認められない。ベトナムに自らの設備を有しない場合は 65% を外資出資比率の上限とするが、協定発効後 5 年目以降は規制を撤廃する。ベトナムに自らの設備を有する場合には 51% を外資出資比率の上限とするが、協定発効後 5 年目以降は上限を 65% とする。
- ・ **動画制作(CPC 96112)・動画配信(CPC 96113)および映写サービス(CPC 96121)** : ビジネス協力契約、合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得 (51% を上限として) の形態を除いては動画制作・配信および映写サービスは認められない。
- ・ **音響映像サービス** : 映画館はベトナムの主な記念日にはベトナム映画を上映しなければならない、ベトナム映画の割合は年間で 20% を下回ってはならず、18 時から 20 時の間には最低 1 つのベトナム映画を上映しなければならない。
- ・ **高等教育サービス(CPC 923)、成人教育サービス(CPC 924)、その他教育サービス(CPC 929、外国語訓練を含む)** : 国家安全保障、防衛、政治、宗教、ベトナム文化およびベトナムの公衆道徳に必要な分野は外国投資家によって教育サービスが提供することはできない。
- ・ **旅行代理店およびツアー運営サービス(CPC 7471)** : インバウンドのサービスを提供する

のに不可欠な場合のみインバウンド観光および国内観光のための外国投資が認められる。

- ・ **娯楽サービス(劇場、ライブハウスおよびサーカスを含む)(CPC 9619)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として。ただし協定発効後には 51%まで認められる。）の形態を除いては娯楽サービス（劇場、ライブハウスおよびサーカスを含む）は認められない。
- ・ **電子ゲームビジネス**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として。ただし協定発効後にはインターネットを通じたサービスの場合 51%まで認められる。）の形態を除いては電子ゲームビジネスは認められない。
- ・ **海洋旅客輸送(CPC 7211)、海洋貨物輸送(CPC 7212)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として。）の形態を除いては、ベトナムの国旗を掲げての海洋旅客輸送、海洋貨物輸送サービスは認められない。また外国人船員は全乗組員の 3 分の 1 を超えてはならず、船長もしくは一等航海士はベトナム人でなければならない
- ・ **空港を除くコンテナ取扱サービス(CPC 7411)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（50%を上限として）の形態を除いては、コンテナ取扱サービスは認められない。
- ・ **輸出代理店サービス**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として）の形態を除いては、輸出代理店サービスは認められない。
- ・ **内陸水路の旅客輸送(CPC 7221)および貨物輸送(CPC 7222)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として）の形態を除いては、内陸水路の旅客輸送および貨物輸送サービスは認められない。
- ・ **鉄道による旅客輸送(CPC 7111)および貨物輸送(CPC 7112)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として）の形態を除いては、鉄道による旅客輸送および貨物輸送サービスは認められない。
- ・ **道路旅客輸送(CPC 7121 and 7122)および道路貨物輸送(CPC 7123)**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として）の形態を除いては、道路旅客輸送および道路貨物輸送サービスは認められない。市場の需要次第では株式取得の上限は 51%まで認められる。合弁企業の場合、ドライバーは 100%がベトナム人でなければならない。
- ・ **航空機製造、鉄道車両および部品製造**：合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（49%を上限として）の形態を除いては、航空機製造、鉄道車両および部品製造は認められない。
- ・ **全部門**：外国サービス提供者は土地法に基づいてのみ、ベトナムの土地を取得し使用することができる。

- ・ **電力開発**：外国サービス提供者による電力配送は認められない。
- ・ **全部門**：支店の設立については、法務サービス（CPC 861）、コンピュータおよび関連サービス（CPC 841-845, CPC 849）、経営コンサルタント関連サービス（CPC 865、866）、建設および関連エンジニアリングサービス（CPC 51）およびフランチャイズサービス（CPC 8929）以外は認められない。
- ・ **輸入・輸出サービス**：ベトナムにおいて国家貿易を行いタバコ製品、石油製品、出版物、記録媒体、航空機および航空機部品を輸入する企業への投資は認められない。
- ・ **測地および地図作成**：ベトナム国内における測地および地図作成外国企業および個人は当局より認可を得なければならず、プロジェクトの完成後は当局にその成果物の一式を提出しなければならない。
- ・ **アミューズメントパーク**：テーマパークの建設および運営に関する 10 億米ドル未満の外国投資はベトナムに有益と認められない限り承認されない。
- ・ **金融情報の提供および金融サービスについてのアドバイス以外の非金融機関により行われる金融サービス**：金融情報の提供および金融サービスについてのアドバイス以外の非金融機関により行われる金融サービスは認められない。
- ・ **タバコ製造**：タバコ製品の製造は合弁企業あるいはベトナム企業の株式取得（上限は 49%）以外は認められない。
- ・ **エネルギー供給関連サービス(CPC 887)**：外国のサービス提供者は金融情報の提供および金融サービスについてのアドバイス以外の非金融機関により行われる金融サービスが認められない。
- ・ **鉱業**：ベトナム当局によってベトナムに有益と認められない限り、鉱物の採掘への外国投資は認められない。
- ・ **石油およびガス採掘**：投資を行うにはベトナムの企業との契約が必要となり、下請けはベトナム企業および個人が優先される。
- ・ **資産評価サービス**：本国の関連サービスとしてなされる場合およびベトナム企業との連携による場合を除いて外国企業が資産評価サービスを行うことはできない。
- ・ **不動産サービス**：不動産の建設、リース、購入等に関する業容は外国企業の場合制限される。
- ・ **セキュリティシステムサービス**：合弁企業（外国企業は 49%を上限）の形態を除いて外国投資は認められない。
- ・ **航空輸送サービス**：ベトナム航空会社への出資比率は 30%以下とする。役員の最低 3 分

の 2 はベトナム人でなければならない。外国企業の場合には、理事および代表者はベトナム人でなければならない。

- ・ **初等教育および中等教育サービス**：就学前教育および外国の教育課程を用いた義務教育以外の初等教育および中等教育サービスは認められない。

上に示したように、新興国ベトナムの附属書 I における留保内容を見ると、ベトナムは一般的に自国との合弁企業（外資出資比率の制限を伴う）を規制として多く使用しており、自国の経済発展に資するかどうかが新興国として大きな関心事となっていることがうかがえる。また個別分野では、TPP 発効後 5 年の猶予期間を経て、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の小売業の投資についての「経済需要テスト」が廃止されることも分かる。また電気通信業の外資出資比率規制の緩和がなされ、また劇場、ライブハウス等娯楽サービスの外資規制緩和や国内映画優先指定の緩和もなされることが読み取れる。このような新規の自由化が全体としてどの程度かについては（後述の通り）今後の精査が必要であるが、現行の規制の中で留保される内容が明記されたことは、サービス関連での法的透明性を高めることにつながり、ベトナムにおけるビジネス展開を見据える関係者にとって有益なものである。

2. 附属書 II におけるベトナムの留保内容

次に TPP 協定文の附属書 II においては、包括的で将来にわたって規制を留保することを表明する「将来留保」について明記されている。その留保内容は多岐にわたるが、ベトナムの部分では、例えば会計、簿記、税務サービス分野において、既存の国内法令を維持する権利を留保することが記されている。以下に附属書 II におけるベトナムの留保内容の概略を示す（英文の TPP 協定文から訳出を行った）。

<附属書 II におけるベトナムの留保内容の概略>

- ・ **全部門**：社会的、経済的および地理的に不利な状況にある少数民族への措置に関する権利を留保する。
- ・ **全部門**：ベトナムの既存の国営企業の持つ利益の移転を制限する権利を留保する。
- ・ **全部門**：外国投資家によるベトナムの証券取引所の株式取得には出資制限が課せられ

る。

- ・ **全部門**：土地の所有に関する措置を採用・維持する権利を留保する。
- ・ **全部門**：二国間あるいは多国間の投資協定を有する国および ASEAN メンバー国への優遇措置の採用・維持に関する権利を留保する。また海洋関係、水産業および航空関連の国際協定を有する国々への優遇措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **航空輸送関連サービス**：特殊な航空サービス、地上業務、飛行場の運営に関する措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **全部門**：中小企業支援に関する措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **港湾および空港の建設・運営・管理**：港湾および空港の建設・運営・管理に関する措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **全部門**：協同組合およびその連合体、家内ビジネスの設立・運営および所有に関する措置についての権利を留保する。
- ・ **農業**：耕作、稀少植物の生育、稀少動物の飼育についての措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **流通サービス**：販売代理店（CPC 621, 61111, 61113, 6121）、卸売り取引（CPC 622, 61111, 61113, 6121）、小売サービス（CPC 622, 61111, 61113, 6121）について措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **電気通信サービス**：電気通信ネットワークへの投資、その設立および運営サービスおよび農村部・遠隔地における少数民族に対するサービスについての措置を採用・維持する権利を留保する。
- ・ **音響録音**：音響録音サービスを行う企業に 51%までの株式所有を認める以外は関連する措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **教育サービス**：中等教育に関する措置を採用・維持する権利を留保する。
- ・ **教育サービス**：初等教育サービスの提供に関する措置を採用・維持する権利を留保する。
- ・ **舞台芸術および芸術品**：ベトナム人の芸術家およびベトナム人の所有する企業を優遇する権利を留保する。
- ・ **文化遺産**：ベトナムの有形遺産についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **プレスおよびニュース収集代理店、出版、ラジオおよびテレビなど放送サービス**：これらサービスについての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **ビデオ映像の制作・配信**：ビデオ映像の制作・配信についての規制の採用・維持に関する

る権利を留保する。

- ・ **テレビ番組および映画の制作、配信および映写**：テレビ番組および映画の制作、配信および映写についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **電力開発**：水力発電および原子力発電についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **印刷サービス(CPC 88442)、世論調査(CPC 864)、調査およびセキュリティ(システムを除く)(CPC 873 の一部)、技術的なテスト・分析および、輸送車両の検査、調停および和解サービス(商業的なものを除く)(CPC 86602)、人材派遣(CPC 872)、漁業関連サービス(CPC 882)**：これらについての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **観光ガイドサービス**：規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **病院を除く健康関連施設(CPC 93193)、健康関連サービス(CPC 93199)、ソーシャルサービス(CPC 933)**：規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **スポーツおよび他のレクリエーションサービス(電子ゲームおよび関連ビジネスを除く)**：武術クラブおよびエクストリームスポーツ(危険度や技術を競うスポーツ)についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **海洋カボタージュサービス、内水路輸送(カボタージュ、乗組員付船舶のレンタル)(CPC 7223)、宇宙輸送、パイプライン輸送、鉄道輸送(カボタージュ、関連施設サービス)、道路カボタージュ、後押しおよび牽引サービス**：これらについての規制の採用・維持に関する権利を留保する。(注：カボタージュとは、「国内輸送」を意味し、これを外国業者に開放するかどうかは TPP を含めたサービス貿易の自由化において注目される。)
- ・ **紙製造および 29 座席を超えるバスおよび輸送車両の組み立て**：規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **水産業**：規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **林業および狩猟(CPC 881 を除く)**：林業および狩猟についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **伝統市場**：伝統市場についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **商品取引所**：商品取引所の設立および運営についての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **司法行政および関連サービス**：法律サービス、土地管理、競売、公証人および破産管財人サービスについての規制の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **宝くじ、賭博およびギャンブルサービス**：宝くじ、賭博およびギャンブルサービスについて

の規制の採用・維持に関する権利を留保する。

- ・ **会計、簿記、税務サービス**：既存の国内法令を維持する権利を留保する。
- ・ **全部門**：GATS 第 16 条に照らして齟齬がない措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **政府の権限行使に関わるサービス**：政府の権限行使に関わるサービスが民間企業に開放された場合の規制の採用・維持に関する権利を留保する。

また附属書 II の末尾には、GATS 約束表にはないベトナムの TPP による新規市場開放分野についても掲載されている。以下はその概略である。（ここで第 1 モードは「越境サービス」すなわち消費者と生産者が移動せずに通信回線などを用いてサービスの売買取引を行う方式、第 2 モードはサービスの消費者がサービスの提供者の国へ移動して消費を行う方式、第 3 モードはサービスの提供者が商業拠点を消費者の国に設置してサービス提供を行う方式であり、GATS において定義されているものである。なお第 4 モードというものも存在し、それは「自然人の移動」によるサービス提供を指すが、これについては TPP ではビジネス関係者の一時的な入国に関する規定で扱っている。）

＜ベトナムの TPP による新規市場開放分野（GATS 約束表にはない分野のリストで、附属書 II の末尾に掲載）＞

- ・ **リースを含む不動産業（CPC 821）**：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ **その他機械類のリース（操縦者は提供しない）（CPC 83109）**：第 1 モードを新たに規制なしに開放。
- ・ **漁業関連サービス（海洋および淡水漁業関連のコンサルティングサービスのみ）（CPC 882）**：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ **鉱業関連サービス（CPC 883）**：第 1 モードで規制なし。
- ・ **写真撮影サービス（CPC 821）、航空写真を除く特殊写真撮影サービス（CPC 87504）**：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ **助産師、看護師、理学療法士および医療関連サービス（CPC 93191）**：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ **社会科学および人文科学分野の研究開発（CPC 852）**：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。

- ・ 複合分野における研究開発(CPC 853)：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ 梱包サービス(CPC 876)：第 1・第 2 モードで規制なし。第 3 モードは合弁企業の場合 49%までの出資制限。
- ・ 下水道サービス(CPC 9401)：第 1 は関連するコンサルティングサービス以外は約束せず。第 2 モードは規制なし。
- ・ 衛生関連サービス(CPC 9403)：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ 自然および景観保護(CPC 9406)：第 1・第 2・第 3 モードで規制なし。
- ・ 排ガス清掃サービス(CPC 94040)および騒音緩和サービス(CPC 94050)：第 1 モードで約束せず。第 2 モードで規制なし。
- ・ スポーツイベント開催サービス(宣伝および設備管理を含む)：第 2 モードと第 3 モードで規制なし。

ここでベトナムの場合、GATS では約束されていない「新規分野」であると附属書に記されていても、二国間 FTA ではすでに開放されている分野も含まれ、日本とベトナムとの経済連携協定ですでにカバーされているサービス分野も存在している。具体的には、上記のうちリースを含む不動産業 (CPC 821)、その他機械類のリース (操縦者は提供しない) (CPC 83109)、鉱業関連サービス (CPC 883)、社会科学および人文科学分野の研究開発 (CPC 852)、梱包サービス (CPC 876)、下水道サービス (CPC 9401)、排ガス清掃サービス (CPC 94040) および騒音緩和サービス (CPC 94050) およびスポーツイベント開催サービス (宣伝および設備管理を含む) についてはすでに日本とベトナムの二国間経済連携協定で開放されている。本来はベトナムの有する他のすべての F T A の内容も参照する必要があるが、TPP で「本当の新規開放分野」とみなしうる候補は、上記のうち、漁業関連サービス (海洋および淡水漁業関連のコンサルティングサービスのみ)、写真撮影サービス (CPC 821)、航空写真を除く特殊写真撮影サービス (CPC 87504)、助産師、看護師、理学療法士および医療関連サービス (CPC 93191)、複合分野における研究開発 (CPC 853)、衛生関連サービス (CPC 9403) (ただし第 1 モードのみ新規) および自然および景観保護 (CPC 9406) (ただし第 1 モードのみ新規)、ということとなる。

しかしベトナム以外の TPP 参加国の附属書には、新規で自由化される分野の記載がそもそも存在しておらず (ベトナムと米国が「例外的」にそのような記載を行っているが、米国については州政府レベルの規制も列挙されており、その把握は別の意味で困難となる)、

GATS において使用されるサービス分類 CPC も付されていないケースがほとんどである。このことから、ベトナムが TPP を契機として、GATS を上回ってサービス自由化政策を推進しようとする政策スタンスが感じ取れる。

3. 附属書 III におけるベトナムの金融サービス関連での留保内容

金融サービスについては、附属書 II ではなく、附属書 III が別建てで留保内容を規律している。以下はベトナムにおける金融サービス分野での自由化の概略である（やはり英文の TPP 協定文から訳出を行った）。

<附属書 III におけるベトナムの金融サービス関連での留保内容の概略>

- ・ **銀行および他の金融サービス(証券および保険を除く)**：外国の融資機関は種類に応じて設立形態を制限する。
- ・ **銀行およびその他金融サービス(証券および保険を除く)**：外国機関により所有される合弁商業銀行の株式は他の規定がない限り 30%を超えてはならない。外国の戦略的投資家（事業会社等）の出資比率は 20%を超えてはならない。
- ・ **銀行およびその他金融サービス(証券および保険を除く)**：外国商業銀行の支店の設立の条件として、親銀行が 200 億米ドルを超える総資産を有すること。合弁企業あるいは 100%外国に所有される銀行の場合には 100 億米ドルを超える総資産を有すること。ベトナム国籍を有する者のみが合弁商業銀行の設立株主となることができる。
- ・ **銀行およびその他金融サービス(証券および保険を除く)**：外国銀行およびその他金融サービス団体（証券および保険を除く）は 1 地域内に 1 つの代表事務所のみを設けることができる。
- ・ **銀行およびその他金融サービス(証券および保険を除く)**：役員はベトナムに居住しなければならない。
- ・ **銀行およびその他金融サービス(証券および保険を除く)**：外国銀行の支店は業務内容が制限される。
- ・ **保険サービス**：外国の自然人は保険代理サービスを行ってはならない。
- ・ **保険サービス**：外国の保険会社はベトナムにおいて免許を有する保険ブローカーを通じてのみ営業することができる。
- ・ **証券サービス**：証券保管振替機構として機能するのはベトナムの既存の組織のみである。

- ・ **銀行およびその他金融サービス**：国有商業銀行の株式化および信用組合の再編についての措置の採用・維持に関する権利を留保する。
- ・ **金融全部門**：開発金融機関、協同組合銀行、信用基金およびマイクロファイナンス組織として運営されるベトナムの団体を優遇する権利を有する。
- ・ **金融全部門**：新たな金融サービスを試験的に行う際にサービス提供者の数を制限するなどの措置を行うことがある。
- ・ **金融全部門**：国外から提供される金融サービスの購入に関する措置を採用もしくは維持する権利を留保する。
- ・ **金融全部門**：政府による支援および保証付きのローンなどの金融支援サービスに関する権利を留保する。
- ・ **保険サービス**：保険のブローカーおよび再保険会社は業歴、総資産の規模、利益を得ているか、法令違反はないか等の観点から審査を受けた上で免許を取得する必要がある。
- ・ **保険サービス**：再保険会社は格付け面での条件を満たさなければならない。
- ・ **保険サービス**：損害保険以外の保険会社の設立は認められない。損害保険会社は政府の審査および許可を得なければならない。
- ・ **証券サービス**：海外の証券会社およびファンドマネジメント会社の支店による証券業務の運営サービスは政府の許可を要する。
- ・ **証券サービス**：49%を超え 100%未満の比率で証券会社およびファンドマネジメント会社に出資する場合には政府による許可を要する。
- ・ **証券サービス**：証券市場および関連するインフラの設立、所有および運営に関する権利を留保する
- ・ **証券サービス**：証券保管振替機構に関する権利を留保する

上記の通り、ベトナムの附属書 III においては、金融分野で自由化約束を行わない留保分野が明記されており、他のサービス分野を規律した附属書 II では合弁企業という形態で外資出資比率の制限を課す分野が多いのとは異なり、全体として金融の業態そのものをかなり包括的に規制する内容となっている。ただし「新規開放」の分野として、商業銀行への外資出資比率規制の緩和が協定発効の 5 年後以降になされることがわかる。このことは、ベトナムの金融分野に法的安定性を与えることとなろう。

4. TPP 協定とサービス貿易拡大の展望

以上がベトナムのサービス関連の規定の概略およびそれらへのコメントである。TPP 協定では、本稿においてベトナムの事例で見たように、サービス関連の規定が複数の章および附属書にまたがって記載されている。(さらに附属書 IV に国有企業の留保内容が明記され、ビジネス関係者の一時的な入国に関しては別の附属書が存在しているが、本稿では検討しない。) これらサービスに関連する附属書の内容を GATS、複数の FTA および現行規制を比較参照することによって法的に読み解いて、「TPP において新規に市場開放されるサービス分野」を特定することは容易ではない。実態として、そのような分野は多くないかもしれない。

しかし、たとえ TPP 協定文（附属書を含め）に記載されている規制に「真水の部分」、すなわち GATS や既存の FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）では自由化が約束されていない、「本当の意味で新規に市場開放する分野」が法的な意味で多くなかったとしても、TPP がサービスのルールおよび市場開放分野を統一的に規律している、という事実自体が一種の「アナウンスメント効果」となって、サービス分野の企業進出が環太平洋域内で活発化することは大いに期待できる。今後は TPP 発効を見すえて、その協定文におけるサービスの新規自由化の部分を参加国ごとに精査していく必要がある（その際、産業法を中心とした現行法との照らし合わせが必要となる）。同時に、TPP 参加国における既存のサービス諸分野の規制内容（上述の通り、TPP 協定文の附属書に記載されている）を再確認することも、ベトナムへのサービス貿易・関連投資、そして TPP 全域での拡大展開を検討するサービス企業にとって重要と思われる。

日本のサービス企業の生産性は、国際比較するとかなり低いのではないかと、ということが指摘されているが、サービス貿易の域内での拡大によってサービス企業同士が（知的財産権の侵害とならない広い意味において）互いに「学習」し合う可能性も期待され、TPP 域内でのサービス提供の多様性（ダイバーシティ）を活かした域内経済の活性化は、TPP を通じたサービス貿易の拡大において非常に重要な政策指針かつ企業の行動指針である。

<参考文献>

- ・ 小西 葉子（2015）、「サービス産業の生産性の計測：現状と課題」、経済産業研究所 Special Report (http://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/088.html)
- ・ 森川正之（2014）、『サービス産業の生産性分析：マイクロデータによる実証』、日本評論社